

板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）募集要項

1 事業概要

在宅高齢者及び障がい者の食の自立支援に向けて、食生活の支援、質の高い配食サービスが提供できる環境の確保及び安否確認を行うことにより、高齢者、障がい者福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

区の定める基準を満たし、区の方針に同意できる事業者を登録いたします。区は相談窓口等で、登録した事業者のサービス内容・料金等を掲載したパンフレットを配布するなど、登録事業者の周知に努めます。また、利用者は直接事業者へ申し込み、サービスを利用させていただきます。

原則、食事の手渡しにより利用者の安否確認を行い、異常を認めた場合は、緊急連絡先へ事業者が連絡をとるなどの措置を講じます。また、その対応内容については区へご報告いただきます。

2 事業名称 板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）

3 実施要綱及び要領 別添のとおり

4 登録期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日（1年間）まで 毎年度、登録更新の有無を板橋区から確認いたします。 また、登録を辞退する場合は辞退届の提出が必要です。

5 募集期間 令和7年11月17日（月）から令和7年12月19日（金）まで

6 応募条件

次の条件にあてはまる事業者は応募が可能です

※詳細は別添の登録基準を確認してください

- ・板橋区内の配達が可能であること
- ・昼食及び夕食の配達が可能であること
- ・週6日以上での配達が可能であること
- ・原則として利用者に手渡しで食事を提供できること
- ・公衆衛生に関する各種法律（食品衛生法・栄養士法・健康増進法・調理師法）を遵守すること
- ・『「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」の普及について』（平成29年健発0330第6号）別紙「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」を遵守すること
- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例（令和4年板橋区条例第54号）を遵守すること
- ・生産物賠償責任保険（PL保険）に加入していること
- ・板橋区の定める所定の様式による報告を行うこと

- ・板橋区環境方針に基づき環境に配慮した事業を行うこと
- ・事業所に管理責任者を配置していること
- ・事業所に栄養士を配置していること
- ・事業者は従事者に対し、適切な研修を実施すること
- ・事業者は従事者の健康管理に努めること
- ・事業者は必要な設備・器具を整え、その安全管理を行うこと

7 応募方法

次の必要書類を板橋区長寿社会推進課高齢者相談係へ直接持参してください

※郵送不可

＜必要書類＞下記（１）から（８）までの書類を提出してください

- （１）板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）申請書
- （２）会社概要（代表者等役員氏名、資本金、従業員数などがわかるもの）
- （３）法人登記簿謄本（発行から３ヶ月以内のもの）
- （４）営業許可証および賠償保険の加入証の写し
- （５）直近の食品衛生監視票の写し（発行から１年以内のもの）
- （６）栄養士等の免状の写し
- （７）献立表（直近、１ヶ月分の記載があるもので、有資格者の栄養士が作成し、厚生労働省の「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」を遵守したメニューとする）
- （８）貴事業者が提供する予定の配食弁当（１日分の昼食または夕食）の写真が載っているパンフレット（現在、一般向けに配布しているもの）

8 登録方法 書類審査

9 登録決定後の流れ

- ・書類審査後、審査結果を通知します。（結果は令和８年２月中に送付予定です）
- ・登録決定通知到着後、登録事業者には、貴事業所のパンフレットを区民周知用（おとしより相談センター等で高齢者へ情報提供します）として、指定した部数をご提供いただきます。なお、A４サイズ（折りたたんでも可能）で、食事内容及び栄養成分（熱量・蛋白量・塩分相当量等）、食事の写真を表示し、事業所名、事業所連絡先を明記したものをご用意ください。

10 登録事業者の業務内容

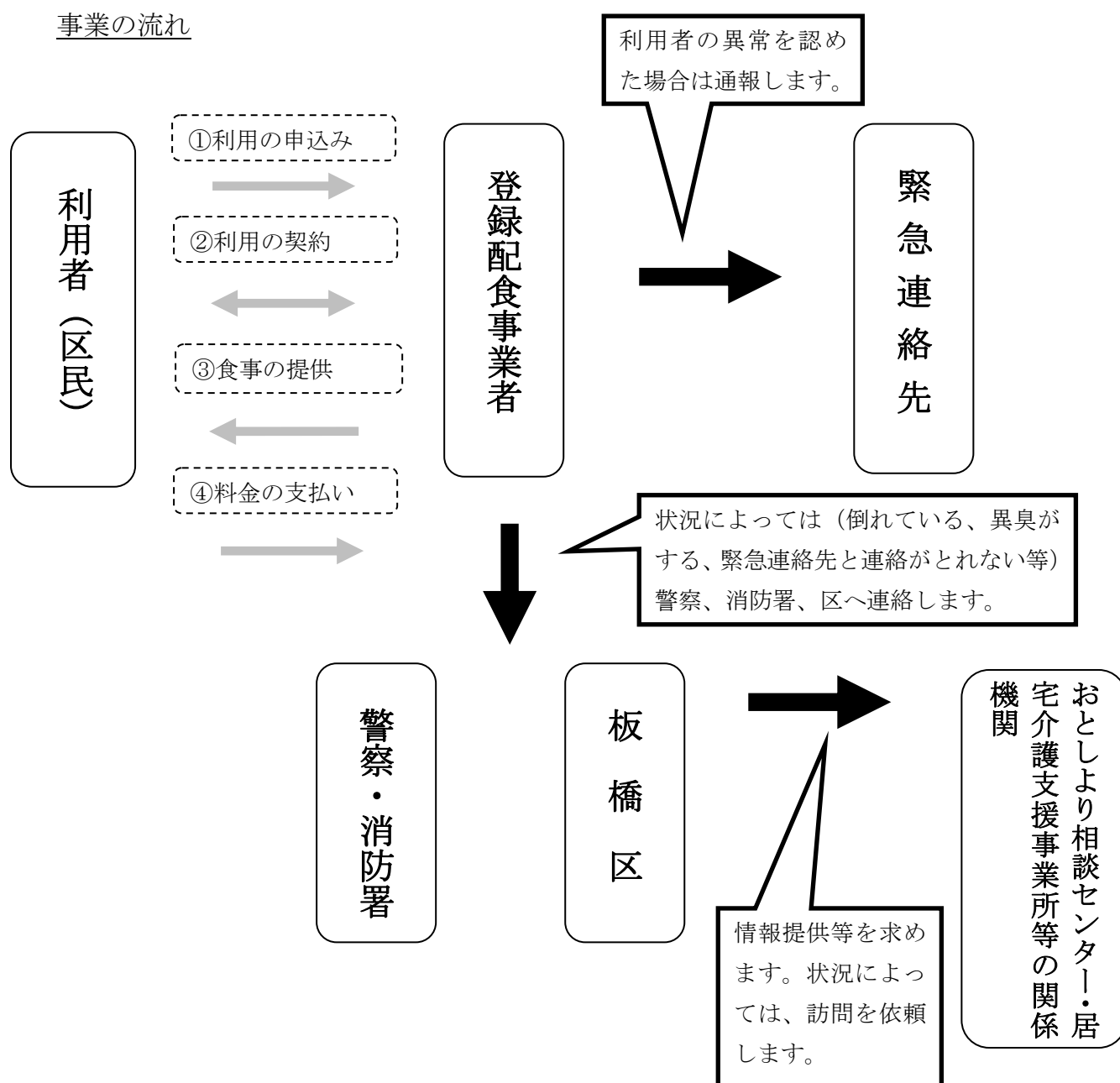
＜随時＞

- ・食事の提供及び安否確認、利用者の異常を認めた際は緊急対応を行うこと
- ・当該事業の登録内容に変更が生じた場合、区へ変更届を提出すること
- ・当該事業を辞退する場合、区へ辞退届を提出すること

＜毎月１回＞

- ・翌月１０日までに、前月の実績報告書を区へ提出すること

事業の流れ



1 1 問い合わせ先

●高齢者に関すること、申請、事業全般に関すること

長寿社会推進課高齢者相談係 3579-2464 担当：田中

●障がい者に関すること

障がいサービス課障がい相談係 3579-2362 担当：飯田

注意事項

- ・提出していただいた書類の返却は行いません。
- ・郵送での申請はできません。窓口でのみ受け付けを行います。
- ・板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）の登録は令和8年4月1日からとなります。